

倉吉市上下水道局告示第 30 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 の規定により、水道料金等の徴収業務および量水器の検針業務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 26 条の 4 第 1 項の規定により告示する。

令和 4 年 12 月 28 日

倉吉市長 広田 一恭

- 1 公金の徴収及び収納の委託内容
倉吉市上水道給水区域内のうち栗尾の水道料金等の収納及び量水器の検針業務
- 2 公金の徴収及び収納を委託する期間
令和 5 年 1 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日
- 3 受託者の住所・氏名及び対象区域

水道料金等収納業務

住 所	氏 名	委託対象区域
倉吉市栗尾 171 番地	荒瀧 すま子	栗尾

量水器検針業務

住 所	氏 名	委託対象区域
倉吉市栗尾 198 番地	竹信 典昭	栗尾